

素材試験センターでの安全性試験

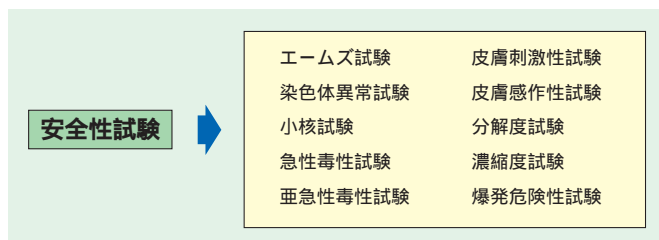
当社で使用しているすべての化学物質は、1975年に設立した素材試験センターでその安全性に関してさまざまな角度から評価しています。新規化学物質を製造する場合には、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」に基づいて経済産業省と厚生労働省に、また「労働安全衛生法(安衛法)」に基づいて厚生労働省に、それぞれ安全性試験データを提出し審査を受け登録されています。海外においても同様に所定の審査を受けています。素材試験センターは、経済産業省・厚生労働省のGLP(Good Laboratory Practice)で定められた基準を満たし、認定を取得しています。



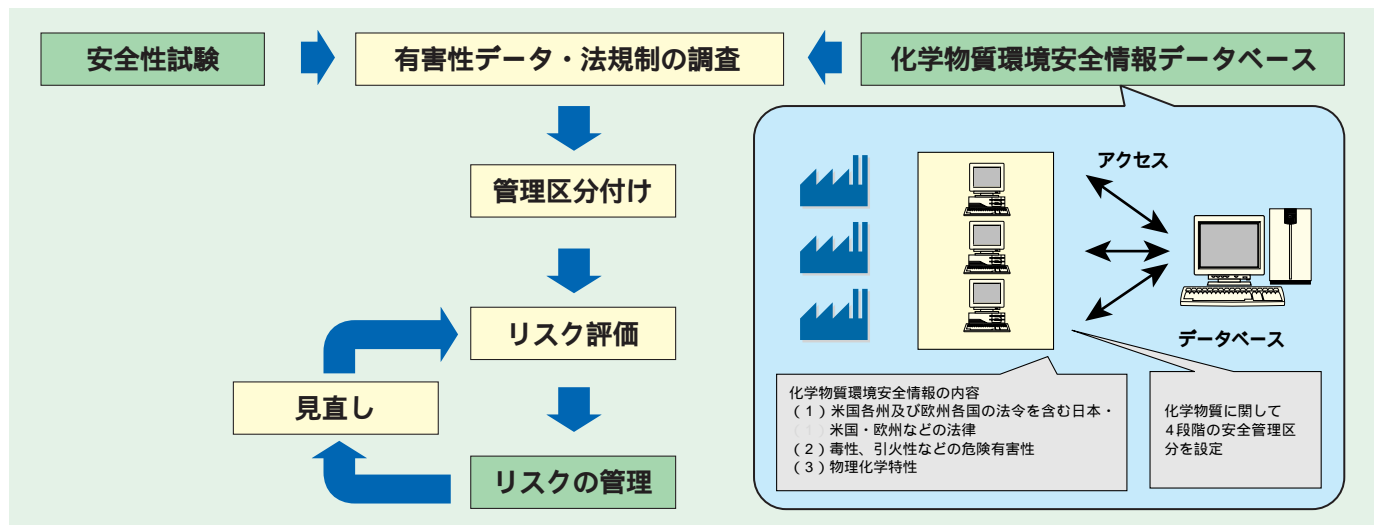
分解度試験



染色体異常試験



管理区分に基づくリスク管理



当社は、7万種以上の世の中の化学物質の国内外関連法令等情報を独自にデータベース化しており、2000年度は新たに、当社で使用する化学物質の安全性データベースシステムを完成し、海外の子会社でも利用できるにしました。これらのデータベースなどをもとに、当社における化学物質の分類と管理を定めた「化学物質環境安全管理基本規則」に従って、当社で使用する約3,600種の化学物質に関して4段階の管理区分付け(C1~C4)を行っています。2000年度はこの規則を改訂し、化学物質の有害性情報や法規制のみならず、環境ホルモンなど社会的な不安感を高めている化学物質についての管理も明確にしました。重要度の高い物質については重点的にリスク評価を行い、ISO14001に

則して継続的な見直しと改善を実施しています。2001年度からは、「化学物質環境安全管理基本規則」の適用範囲を拡大して、国内外富士フィルムグループにおける化学物質管理を同一基準で行うグローバルな展開を目指して活動を開始しました。

富士フィルム化学物質管理区分

(重要性区分)

管理区分	内容	C1	C2	C3	C4
特定管理	禁止		—	—	—
	規制			—	—
リスク管理	所定手順によるリスク管理				—
一般管理	一般法対応、社内用MSDSに基づく管理				